

株式会社農業生産法人西原ファームの 債権放棄の経緯及びお詫びについて

このたび町が出資する西原ファームの再建支援策として債権放棄案が決定されました。この件につきまして、町民の皆様への説明が遅れましたことをお詫び申し上げますとともに、本件について下記のとおり、経緯、原因、今回の対応、今後の対策をご報告申し上げます。

1 経緯

西原ファームは、農家、町、町商工会、JAおきなわなどが出資する農業生産法人です。高齢化や担い手不足によって生じた耕作放棄地の解消と新規就農者の育成を目的に平成23年11月に設立されました。設立当初、運転資金を借入れるため、国の6次産業化事業の認定を受け金融機関との交渉を重ねてきましたが、条件が合わず融資を受けることができませんでした。しかし、冬春期の農業生産に向けて早急に運転資金の確保が必要であったため、平成24年11月に町から町耕作放棄地解消対策協議会へ3,000万円の補助金を交付し、同年12月に西原ファームからの申し出により、同協議会から西原ファームに対し耕作放棄地再生利用緊急対策事業推進資金3,000万円が貸付けられました。

2 原因

西原ファームは資金を活用し、これまで約2万8千坪(東京ドーム2個分)の耕作放棄地の再生と延べ29名の新規就農者を育成、町特産品開発の公益的的事业に取り組んできました。しかし、農地拡大に力を注いだ結果、収益である農産物の収穫が不調で、経営状況が慢性的な資金不足となり債務超過に陥りました。平成26年度からは町、JAおきなわ及び西原ファームの3者で経営改善に取り組み赤字幅も縮小させてきましたが、設立初期の負債が大きく、今後JAおきなわの新たな再建支援策を受けるには、債務の整理が必要になりました。

3 今回の対応

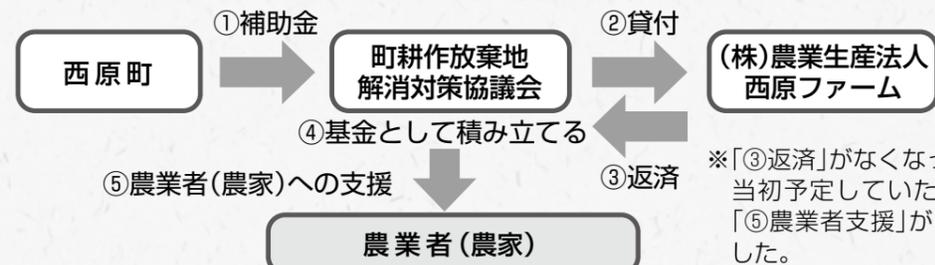
JAおきなわの新たな再建支援策を受けられるようにするため、また再生した農地を引き続き活用するため、平成29年6月22日の町耕作放棄地解消対策協議会臨時総会にて債権放棄の提案がなされ、全会一致で決定されました。本来であれば、西原ファームからの返済金を基金として積立て、地域農業者への支援に充てられる予定でしたが、債権が放棄された結果そのことができなくなったことにつきまして、行政の長として責任を強く感じているところであり、関係者の皆様、町民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

4 今後の対策

JAおきなわと連携し西原ファームを支援してまいりますが、今後は農業生産法人として自立を促す支援に切り替えていきたいと考えております。農業は他の産業に比べ収益性の低い産業ではありますが、国民生活に欠かせない食料を生産し提供する重要な産業であると考えております。今後とも農業の持続的な発展を進めていきたいと考えておりますので、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

西原町長 上間 明

耕作放棄地再生利用緊急対策事業推進資金(3,000万円)の当初の流れ



※「③返済」がなくなったことにより、当初予定していた「④基金積立」、「⑤農業者支援」ができなくなりました。

※町耕作放棄地解消対策協議会とは、耕作放棄地を解消するため、全国の市町村に設置された町や農業団体等で構成された組織。

西原ファームの債権放棄に関する
住民説明会の開催について

8月17日(木)19:00 西原町中央公民館(大ホール)
【お問い合わせ】建設部 産業観光課 農林水産係 945-4540

農地はいつ農地ではなくなるのか

農地を転用(農地以外の目的で使用)するためには、農地法に基づく許可等が必要になりますが、許可を受けたらすぐに「農地除外」(農地ではなくなる)になるわけではありません。

農地法に基づく許可は、「申請人の計画に基づいて転用を行うことを認めるもの」であって、許可を受けた段階ではまだ農地のままです。

許可を受けた後、計画通りの使用をし、かつ許可条件(利用報告等)を履行した後に農地から除外されることになります。

※農地除外されたとしても、不動産登記簿上の地目が畑から自動的に変更されるわけではありません。地目変更を行うには、農業委員会が発行する現況証明書が必要です。

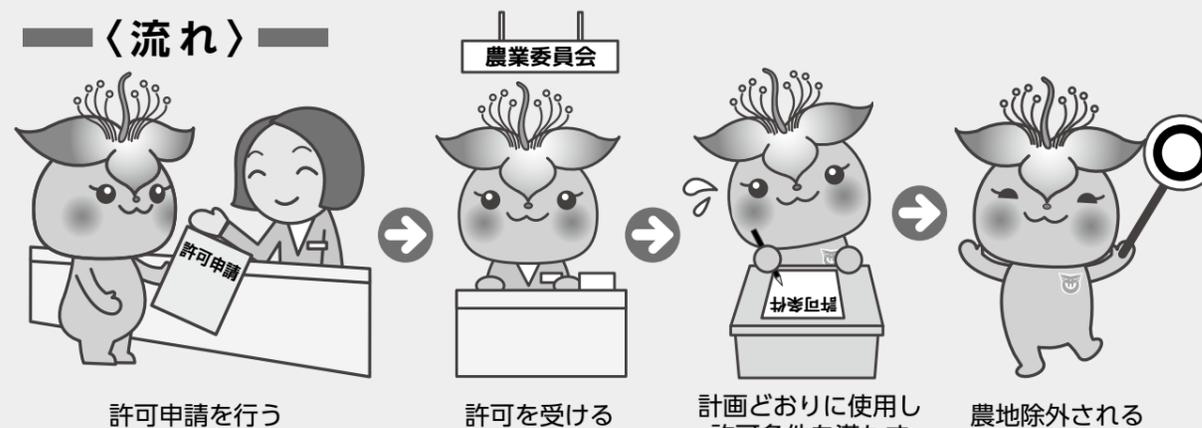
許可証に記載されている条件が履行されていないため、いまだ農地扱いとなっている土地が多くあります。

あなたが許可を受けた土地は、手続きが済んでいますか。

履行したかどうか確認できない又は覚えていない場合は、下記までご相談ください。



〈流れ〉



【お問い合わせ】西原町農業委員会 ☎945-5281

介護保険適用住宅改修工事

西原町下水道排水設備指定工事店

- 和式便器→洋式便器に取替
- 和室→洋室に改修
- 手すり・スロープ設置

支給額 最高18万円

福祉住環境コーディネーター・
福祉用具専門相談員のいるお店

株式会社 七色 946-4508

NANAIRO Company Limited 沖縄県知事許可(般-26)第11573号 〒903-0124 西原町呉屋69-2

